

## 天眼鏡

## 注目・活用したい労協法と協同労働

「労働者協同組合」について本欄ではまだ触れたことはなかったように思う。「労働組合」ではなく、労働者協同組合である。労働者協同組合の通称は「ワーカーズコープ」であり、ワーカーズコープであれば、多少は耳にされたことのある方もおられるかもしれない。

我が国における労働者協同組合の歴史は、戦後の失業対策事業にまで遡る。清掃等を協同して行うところから始まり、福祉や介護、学童や保育を中心に多様な分野に広がってきた。労働者協同組合連合会に加盟している組合の就労者数は約1万6千人、事業高は約350億円であるとされる（岩波ブックレット『<必要>から始める仕事おこし～「協同労働」の可能性～』）。もはや無視することの許されない存在にまで発展してきた。ところが業種別に協同組合法が設けられている我が国の場合、労働者協同組合は位置づけされる法律がなく、企業組合やNPO等としての活動を余儀なくされてきた。このため1980年ごろから「協同労働の協同組合」を目指して法制化運動への取組が展開されてきた。その積み上げが奏功して2020年12月には労働者協同組合法が、全党・全会派の賛成をもって成立した。そして22年10月1日での施行が予定されており、目下、税制も含めた詳細が検討されているところだ。

ここで労働者協同組合法が目指す協同労働の概念について明らかにしておけば、「出資原則、意見反映原則、従事原則」の三つの原則が基本原理として位置づけられる。すなわち組合員は出資をし、労働をして、経営にも参画して意見を反映させることができるものとされ、「出資・労働・経営」の三位一体を基本とする。農協と比較して違いをみると、農協の場合、組合員は出資をし、総代会等を通じて意見を述べることはできるが、経営は組合員の代表に委ねることになる。また組合員は生産・労働しても直接に農協の仕事をするわけではなく、販売等で農協の施設やサービスを利用することとどまる。そして農協の中で働く人は従業員として

雇用されて働く等、異なることも多い。

その中身を確認すれば、出資・労働・経営の三位一体を基本とする労働者協同組合は小さな活動を前提しているということができ、3人から設立することが可能である。また準則主義として位置づけられ、法律の要件を満たしていれば、届出だけで設立でき、行政の認可は必要とされない。さらに事業領域は限定されおらず、「労働者派遣業」以外は、あらゆる種類の事業ができるとされている。

今、労働者協同組合法が成立、しかも全会一致で成立した背景には時代の変化がある。これが同法第1条の目的に「・・・当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続的で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」と明記されている。「働くということは、雇われて、命令されて仕事をする」だけであってはならない、「自分を売り渡すのではなく、主体者・主人公となり、力を合わせて、人と地域のために働きたい」という、人間として“当たり前”の欲求の実現を可能にするものでもある。

労働者協同組合連合会では、法の施行を前に、本法を使って何ができるのか、何をやりたいのか、現場からの意見等を収集しているが、その中で農業をはじめとする一次産業でこの仕組み・働き方を検討したいという声も多いと聞く。農協等のライバルとしての協同組合ということではなく、農協等の例えば加工部会等の内部組織、あるいは集落営農を労働者協同組合法人化する等、さまざまな活用が考えられる。これによって協同組合内協同、協同組合間連携を進化・拡大させ、「持続可能で活力ある地域社会」づくりが進展していくことを期待したい。

（農的社会デザイン研究所 代表 蔦谷栄一）